

動物実験等に関する情報公開(令和 6 年度)

自己点検・評価の結果 「令和 6 年度自己点検・評価報告書」

承認件数

令和 6 年度 8 件

令和 6 年度 研究推進委員(動物実験委員)

要件	所属	教員数
動物実験等に関して優れた識見を有する者	生産環境経営学部教員	2 名
動物実験に関して優れた識見を有する者	短期大学部教員	2 名
学識経験を有する者	生産環境経営学部教員 短期大学部教員	4 名

令和 6 年度動物実験実施状況

学内

	動物の種類	品種と頭数	所属	備考・飼育期間
1	牛	ジャージー種 1 頭	大学 短大	6 ヶ月
2	採卵鶏	ボリスブラウン 15 羽 〃	大学 短大	6 ヶ月
3	肉用鶏	駿河シャモ 40 羽 〃	大学 短大	6 ヶ月

学外

	動物の種類	品種と頭数	所属	備考
1	牛	黒毛和種 70 頭 黒毛和種 40 頭 ホルスタイン種 10 頭	県内 県内 県内	県外生産者 県内公設機関 県外生産者
2	豚	デュロック種 15 頭	県内	県内生産者

動物実験に関する自己点検・評価報告書

静岡県立農林環境専門職大学

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部

令和 7 年 3 月

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

(1) 機関内規程が策定されているか？ ☒ はい ☐ 一部に改善すべき点がある ☐ いいえ
・根拠となる資料 静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程
・判断理由、改善の見通し 特になし

(2) 機関内規程に下記の項目が含まれているか？ ☒ はい ☐ 一部に改善すべき点がある ☐ いいえ
含まれる項目にチェックを入れてください。 1) 総則に関する項目 ☒ 趣旨および基本原則、あるいは目的 ☒ 用語の定義 ☒ 適用範囲 2) 実施機関の長の責務に関する項目 ☒ 機関内規程の策定 ☒ 動物実験委員会の設置 ☒ 動物実験計画書の承認 ☒ 動物実験計画の実施結果の把握 ☒ 教育訓練の実施 ☒ 自己点検及び評価 ☒ 外部の者による検証 ☒ 動物実験等に関する情報公開 3) 動物実験委員会の役割に関する項目 ☒ 動物実験計画の審査 ☒ 動物実験計画の実施結果に関する助言 4) 動物実験委員会の構成に関する項目 ☒ 動物実験に関して優れた識見を有する者(動物実験の専門家) ☒ 実験動物に関して優れた識見を有する者(実験動物の専門家) ☒ その他学識経験を有する者(上記専門家以外の学識経験者) 5) 実験動物の飼養及び保管に関する項目

☒ マニュアル(標準操作手順)の作成と周知 ☒ 飼養保管施設の設置要件 6)動物実験等の実施上の配慮に関する項目 ☒ 動物実験計画書の立案 ☒ 適正な動物実験等の方法の選択 ☒ 苦痛の軽減 7)安全管理に関する項目 ☒ 危害防止(該当実験を実施していない) ☒ 緊急時の対応 8)教育訓練に関する項目 ☒ 教育訓練の実施者及び対象者 ☒ 教育訓練の内容 9) ☒ 自己点検及び評価に関する項目 1 10) ☒ 外部の者による検証に関する項目 11) ☒ 外部委託の実施に関する項目 1 2)情報公開に関する項目 ☒ 情報公開の方法 ☒ 公開する項目
・根拠となる資料 実験・実習安全の手引き 全学生、教員配布 静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程
・判断理由、改善の見通し 特になし

2. 動物実験委員会

(1)実施機関の長により、動物実験、実験動物、その他専門家が委員に任命されているか？ ☒ はい ☐ 一部に改善すべき点がある ☐ いいえ
・根拠となる資料 静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程
・判断理由、改善の見通し 令和 5 年度に動物実験施設における緊急時の対応マニュアルを整備した

(2) 動物実験委員会は計画書の審査結果を実施機関の長に報告しているか？ ☒ はい ☐ 一部に改善すべき点がある ☐ いいえ
・根拠となる資料 静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程
・判断理由、改善の見通し 特になし

(3) 動物実験委員会は、動物実験の実施状況を把握し、実施機関の長に報告しているか？ ☒ はい ☐ 一部に改善すべき点がある ☐ いいえ
・根拠となる資料 静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程
・判断理由、改善の見通し 特になし

(4) 動物実験委員会は、実施結果について実施機関の長より報告を受け必要に応じて助言を行っているか？ ☒ はい ☐ 一部に改善すべき点がある ☒ いいえ
・根拠となる資料 静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程
・判断理由、改善の見通し 特になし。(動物実験の実施は、規程に基づき適正に実施されていた。)

3. 動物実験の実施体制

(1) 動物実験計画書は、動物実験責任者により作成されているか？ ☒ はい ☐ 一部に改善すべき点がある ☐ いいえ
・根拠となる資料 静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程 動物実験申請書
・判断理由、改善の見通し 特になし。(動物実験の実施は、規程に基づき適正に実施されていた。)

(2) 動物実験計画書は、動物実験委員会の審議を経て、実施機関の長により承認又は却下されているか？ ☒ はい ☐ 一部に改善すべき点がある ☐ いいえ
--

・根拠となる資料 静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程、実験動物計画書
・判断理由、改善の見通し 特になし。(動物実験の実施は、規程に基づき適正に実施されていた。)

(3)動物実験計画書に下記の項目が含まれているか？ ☒はい ☐一部に改善すべき点がある ☐いいえ
含まれる項目にチェックを入れてください。 ☒研究の目的と意義 ☒実験方法 ☒実験期間 ☒使用動物種 ☒使用動物の遺伝的・微生物学的品質 ☒使用予定匹数と、その根拠 ☒実験実施場所 ☒麻酔法、安楽死法 ☐代替法の検討 ☒苦痛度分類 ☒苦痛軽減措置 ☐人道的エンドポイント ☒動物死体の処理法 ☐物理的、化学的または生物学的危険因子、遺伝子組換え生物の使用
・根拠となる資料 静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程
・判断理由、改善の見通し 特になし。(動物実験の実施は、規程に基づき適正に実施されていた。)

(4)実施機関の長は、動物実験の実施計画およびその結果を把握し、必要に応じて改善指示を行っているか？ ☒はい ☐一部に改善すべき点がある ☐いいえ
・根拠となる資料 静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程
・判断理由、改善の見通し 特になし。(動物実験の実施は、規程に基づき適正に実施されていた。)

4. 教育訓練

(1)実施機関の長は、動物実験実施者や飼養者等に対する教育訓練を実施しているか？ ☒はい ☐一部に改善すべき点がある ☐いいえ
・根拠となる資料 静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程 動物実験関係者連絡協議会監修の動物実験の実践倫理(学内共有データベース)
・判断理由、改善の見通し 特になし。(教育訓練は、規程に基づき適正に実施されていた。)

(2)実施機関の長は、実験動物管理者に必要な教育訓練の機会を与えているか？ ☒はい ☐一部に改善すべき点がある ☐いいえ
・根拠となる資料 静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程 動物実験関係者連絡協議会監修の動物実験の実践倫理(学内共有データベース)
・判断理由、改善の見通し 特になし。

(3)教育訓練に下記の内容が含まれているか？ ☒はい ☐一部に改善すべき点がある ☐いいえ
含まれる項目にチェックを入れてください。 ☒ 法令等、機関内規程等 ☒ 動物実験の方法及び実験動物の取扱に関する事項 ☒ 苦痛分類および人道的エンドポイント ☒ 苦痛の軽減法(麻酔法など) ☒ 実験動物の飼養保管に関する事項 ☒ 安全確保、安全管理に関する事項 ☒ 人獣共通感染症に関する事項 ☒ 施設等の利用に関する事項 ☒ その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
・根拠となる資料 静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程 動物実験関係者連絡協議会監修の動物実験の実践倫理(学内共有データベース)
・判断理由、改善の見通し 特になし

(4)教育訓練の実施記録は保存されているか？

(教育訓練の日時、講師の氏名、受講者数、受講者氏名、教材等) ☒ はい ☐ 一部に改善すべき点がある ☐ いいえ
・根拠となる資料 静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程 動物実験関係者連絡協議会監修の動物実験の実践倫理(学内共有データベース)
・判断理由、改善の見通し 特になし。(教育訓練日は、動物実験申請書に記載される。)

5. 自己点検

実施機関の長は、基本指針への適合性および飼養保管基準への遵守状況について、自己点検を行っているか？ ☒ はい ☐ 一部に改善すべき点がある ☐ いいえ
・根拠となる資料 静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程
・判断理由、改善の見通し 特になし

6. 情報公開

(1)基本指針への適合性に関する自己点検・評価、あるいは動物実験等に関する情報を、適切な方法により公開しているか？ ☒ はい ☐ 一部に改善すべき点がある ☐ いいえ
・根拠となる資料 静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程
・判断理由、改善の見通し 特になし

(2)情報公開を行っている項目を選択 ☒ 機関内規程 ☒ 自己点検・評価の結果 ☐ その他 (公開している項目を記載 動物実験申請書)
・根拠となる資料(ホームページの場合は URL) https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/
・判断理由、改善の見通し

特になし

7. その他

動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果

R5年度の外部検証報告で指摘された、「鶏の飼育羽数に対して充足できる給水設備を設置すること」について、とまり木が 15cm/羽に達していなかったため、追加整備した。